

障第970号
令和3年6月18日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(いずれも岐阜市所管の施設等を含む。)

} 様

岐阜県健康福祉部長

「新型コロナウイルス総合対策～『第4波』の終息を目指して～」について

本県では、5月7日に「まん延防止等重点措置」に指定されたことを受け、飲食店等への時短要請をはじめとする様々な感染拡大防止策の強化に取り組んでまいりました。さらに、各市町村との個別の連携策として、「岐阜市緊急事態対策」、美濃加茂市、可児市との「外国人県民感染防止強化対策」、また「八百津町緊急事態宣言」による福祉施設の感染防止対策強化を展開してまいりました。

これらの「オール岐阜」での取組みの結果、5月中旬のピーク時には、新規感染者数、病床使用率ともにステージⅣ「感染爆発段階」にあった本県の感染状況は、徐々に改善し、本県独自の「自宅療養者ゼロ」も堅持することができています。

本県の「まん延防止等重点措置」の指定は6月20日をもって解除されますが、第4波は終息したわけではなく、決して警戒を緩めてよい状況ではありません。

そのため、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部では、本日、別添のとおり「新型コロナウイルス総合対策～『第4波』の終息を目指して～」が示されたところです。

県内の障害福祉サービス事業所等におかれては、上記対策の趣旨に基づき、引き続き、下記によりすべての関係者に対する感染拡大防止の取組みを継続願います。

記

1 職員及び利用者からの感染持ち込みに対する水際対策の継続

(1) すべての関係職員等に対する水際対策

- ・ 職員の家族が新型コロナ陽性者となった場合や、職員が体調不良であった場合に、施設に報告せず、出勤して感染拡大となったと思われる事例が発生しています。
- ・ すべての関係職員等（直接雇用の職員のほか、派遣職員、厨房等の委託職員、研修生、技能実習生など、施設に出入りするすべての関係職員等）について、改めて施設に持ちこまないための水際対策の徹底の継続をお願いします。

(2) 利用者に対する水際対策

- ・ また、居宅サービスの利用者の方が、感染した状況でサービスを利用したことで、感染拡大となったと思われる事例も発生しています。
- ・ 居宅サービスの利用者の方について、利用前の体調確認の徹底とともに、発熱があった場合はサービス利用を控えていただくことの徹底、併せて利用者の方が、利用前の2週間、感染の疑いが生じる接触等が無かったか、ご家族のご協力もいただき、できる限り情報収集と対応の継続をお願いします。

2 感染防止対策の再徹底に向けた研修会動画を活用した施設内研修の実施

- ・ 県では、全県内施設を対象としたオンライン研修会を、ぎふ総合健診センター所長・岐阜大学名誉教授 村上啓雄氏を講師として、令和3年5月29日に開催し、その研修会動画を県高齢福祉課YouTubeチャンネルに掲載しております。
- ・ 各事業所・施設におかれましては、全職員に対し、上記動画を活用して施設内研修の実施し、改めて感染防止対策に関する知識の取得・理解の向上をお願いします。

【研修動画配信先】 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/94176.html>

3 ワクチン接種完了後の感染防止対策の継続徹底

- ・ 高齢者を中心にワクチン接種が進んでいる状況ですが、ワクチンを接種した場合でも、発症予防効果は高いものの、100%ではありません。
- ・ そのため、ワクチン接種後も、決して油断せず、職員、利用者、施設での感染防止対策の継続徹底をお願いします。

4 これまでの感染拡大防止対策の継続徹底

- (1) 「ぎふコロナガード」(感染対策担当者)による重点的な対策チェックの実施
各施設で設置している「ぎふコロナガード」(感染対策担当者)により、以下の項目に対する重点的なチェックをお願いします。

- 日常生活での予防策の徹底(マスク、手指衛生、三密回避の徹底継続)
- 施設の感染防止体制(職員研修の実施など)
- 持ち込まない対策(職員、利用者、委託業者等すべての関係職員への水際対策)
- 施設内の対策(利用者の体調管理、食事場所や更衣室対策等)

- (2) 職員、利用者等の感染防止対策について

- ・ 派遣職員、厨房等の委託職員、研修生、技能実習生など、施設に出入りするすべての関係職員等を対象に、感染防止対策の実施をお願いします。
- ・ 職員の方は体調不良の時は適切に休み、診療を受けることの徹底をお願いします。

- (3) 施設へ感染を持ち込まない・拡大させない対策について

- ・ 職員、利用者、面会者、関係業者等の来訪者すべての方の体調チェックを継続し、水際作戦の徹底の継続をお願いします。
- ・ 施設内の標準予防策(マスクの常用、手指衛生の強化等)の再確認、強化・徹底の継続をお願いします。
- ・ 食事の場所や更衣室(ロッカー室)については、他の職員等と一定の距離を保つ

など、感染リスクを徹底して避ける配慮を継続してください。

- ・ 入所施設では、入所者の体調管理を徹底し、体調不良の入所者には速やかに診療を受けていただくとともに、感染が懸念される場合にはマスクに加えフェイスシールド等の个人防护具を使用して対応するよう引き続きお願いします。
- ・ 通所系施設では、送迎車両でのマスク着用及び換気等の実施、共用部分やリハビリ機器の消毒及び手指衛生の強化、感染が懸念される場合には食事時及び入浴時のマスクに加えたフェイスシールド着用等による対策を引き続きお願いします。

(4) 福祉施設での予防的検査の実施について

県及び岐阜市では、今後、福祉施設の予防的検査の対象を、これまでの入所施設のみから、通所・訪問系事業所へ拡大していくこととしております。各事業所・施設においては、予防的検査の積極的な実施をお願いします。

<添付資料>

- ・「新型コロナウイルス総合対策～『第4波』の終息を目指して～」(令和3年6月18日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部)

岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係			
係長	若原	担当	信田
TEL	058-272-1111 内線 2686		
FAX	058-278-2643		